



# 奈良合同法律事務所 ニュース

〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階  
 電話 0742-26-2457 FAX 0742-26-3010  
<http://www.naragodo.com/> 発行責任者 西村香苗



## 迎春

2009年

Photo by H.Kitaoka

国際的な金融危機の中で、日本は相対的に被害が少なく、円だけが一人勝ちしている感じです。最近、右も左も、老いも若きも、日本がアメリカの支配下にあることに憤りをもって発言する人が増えたようです。日経新聞でさえ、「日米の蜜月関係の息切れ」などと書いています。

これから貿易の主たる相手国はアメリカからアジアに移っていくでしょう。昨年11月、政府は、日本の侵略を否定した田母神俊雄航空幕僚長を更迭しました。政府は、同人の持論は隊内で公知であったのに昇進させてきた共犯者ともいえます。うがった見方をすれば、アジアの時代を意識した支配の中枢から彼は切られたのであり、5・15事件のようなクーデターを政府が未然に防いだとも評価できません。

オバマ政権になってもアメリカの孤立と凋落は止まらず、世界は新たな秩序をめざして変わりゆく。日本も変わらなければなりません。

働き蜂の成虫はみんな一生懸命働いているわけではなく、2割程度しか働いておらず、残りは遊んでいるそうです。割合はともかく、人間社会も似たところがあるのではないかと自戒するところです。特に、選挙の投票率が2割程度では困るわけで、政治参加のシンボルとしての投票率は8割以上にしたいものです。

長年続いた自民党政治を変えるのは簡単ではありませんが、やがて明治維新のような、激動の時が来るかも知れません。その時、我々の生き方が問われるに違いありません。

(弁護士 吉田恒俊)

## 奈良合同法律事務所

(奈良弁護士会所属)

弁護士 吉田 恒俊

弁護士 山崎 靖子

弁護士 高橋 和宏

弁護士 佐藤 真理

弁護士 西村 香苗

弁護士 藤澤 頼人

弁護士 北岡 秀晃

弁護士 清家 康男

事務局員一同





## 海外派兵恒久法を許さず 平和憲法を生かそう

弁護士 佐藤 真理

イラクやアフガンの現状は、「武力では平和は築けない」ことを教えています。しかし、自民党も民主党も、「改憲」推進では一致。9条の明文改憲とともに、いっそうの解釈改憲・立法改憲、すなわち「集団的自衛権の行使は許されない」との憲法解釈の変更と「海外派兵恒久法」の制定をねらっています。

恒久法には、3つの重要な問題点があります。1つ目は、派兵要件の拡大です。国連決議や国際機関の要請がなくとも、政府が「国際の平和と安全を維持するために必要」と判断すれば派兵が可能に。アメリカの

要請で「いつでも、どこにでも」自衛隊の派兵をできるようにしようというのです。

2つ目は、自衛隊の活動内容の拡大です。後方での「支援活動」から前線での「安全確保活動」、イラクで米軍が行っている武力掃討作戦や治安活動のような活動にも参加できるようにしようとしています。

3つ目は武器使用の要件緩和と拡大です。正当防衛や緊急避難の場合に限られていた武器使用の制限をはずし、「多衆集合して暴行、脅迫をする

明白な危険がある場合」などには自衛隊の部隊が先制的に武器を使用し、殺傷に及ぶことを認めようとしています。

武力侵攻そのものはできませんが、米軍などによる武力侵攻が一段落した後の「占領軍」に全面参加し、あらゆる活動を担えるようになるのが恒久法です。

改憲を許さず、私達が憲法を生かしたとき、日本は大きく変わります——そのことに希望と確信をもって進むではありませんか。

回学習交流集会：憲法九条守れ！奈良県共同セ  
『ストップ！テロ特措法 改憲阻止闘争の  
講師 佐藤真理 井



## 年金担保で借金して、生活保護を受ける 悪質業者の介在許す福祉医療機構

弁護士 吉田 恒俊



74歳になるS氏は、独身マンションに住む紳士です。月約11万円の年金があり、家賃3万円を払っても、生活できていました。事情があって、福祉医療機構から年金を担保に153万円を借り、毎月6万5000円ずつ返済をし、不足はバイトをしていました。年金の振込口座を勝手に変えたため、年金全額を返済に充てさせられた上、病気でバイトができず、収入ゼロになりました。友人方を転々としながらも、一日何も食べない時もありました。昨年7月に私が相談を受けました。

S氏はそれまで4回も保護課に相談に行っておりませんが、生活保護を拒否されていました。なぜなら、年金の前借りで困窮しているのは、あなたの勝手でしょ、というわけです。しかも、S氏は一度は救われていて、これが2回目の申出でした。本省の課長通知でも2回目は駄目だと書いてあります。

私は、すぐ、S氏と奈良市に行き、担当係長と交渉しました。理由はともかく、現に金がなくて困窮している人を救うのが制度の趣旨だ、と強く交渉しました。

そもそも、年金担保で金を貸し出す

制度が問題です。その上、自力で申請できない大半の人は、金貸しに手続きを頼むので高い手数料と高い金利をとられています。S氏もファミリーという貸金業者に調査料とか信用保証料などの名目で合計35万7000円もの費用を払っていました。公的団体である福祉医療機構は悪質業者が介在していることを知らないはずはありません。しかも、機構は絶対に貸し倒れがありませんから貸せば貸すほど業績が上がります。だから、機構と悪質業者とがいっしょになって、年金受給者を搾り取っている構図になっています。

結局、S氏については、申請から約1か月後に年金が戻るまで保護を受けることができました。栄養失調と持病のぜんそくで入院していたS氏が大変喜ばれたのはいうまでもありません。

## 刑事裁判が 変わります!!

弁護士 山崎 靖子



サイサイくん

### その1

#### 裁判員制度

いよいよ今年5月から、刑事裁判に一般の人から選ばれた裁判員が参加して判決を決める裁判員制度が始まります。

裁判員制度の対象となる事件は、殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪などの重大な犯罪の疑いで起訴された事件です。

これまで、職業裁判官だけで刑事裁判が行われていましたが、国民が参加することで、国民のみなさんの視点、感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。

裁判員は、選挙人名簿の中からくじで選ばれます。選ばれば、裁判所への交通費や日当も支払われます。

公判では、裁判員は裁判官と並んで座って審理します。公判終了後は、裁判員と裁判官と一緒に評議して判

決を決めます。判決言い渡しを終了するまでが裁判員の仕事です。

積極的に参加しましょう。

### その2

#### 被疑者国選辩护人制度の拡大

平成18年に導入されたものの、重大事件にしか認められていなかった被疑者への国選辩护人制度が、今年5月から必要な弁護事件（弁護人がいなければ裁判できない事件）の全件に拡大されます。

これまで、逮捕勾留された被疑者が刑事当番弁護士に相談しても、その後は私選で辩护人を依頼しなければならず、資力の乏しい被疑者は起訴されるまで辩护人無しの無防備な状態で取り調べなどの捜査をされていました。そのため、冤罪も生まれていました。

今後は、ほとんどの事件の勾留された被疑者には、国費で辩护人を選任してくれることとなります。

冤罪に巻き込まれる可能性は誰にで

もあります。資力要件はありますが（対象は、現金預金が50万円以下の人です）、一歩前進しました。

### その3

#### 被害者参加制度

##### ① 刑事手続への参加

昨年12月から、犯罪の被害者が刑事裁判に参加できる制度が始まりました。

故意の犯罪行為により人を死傷させたような事件の被害者あるいは遺族が、刑事裁判に出席して、証人に尋問したり、被告人に質問したり、心情や求刑の意見陳述をしたりすることができます。

弁護士と一緒に参加することもできます。弁護士費用を国が支払ったり、弁護士を選任してくれたりする制度もあります（「国選被害者参加弁護士」）。

##### ② 損害賠償手続

さらに、刑事裁判が終わって直ぐに、損害賠償請求の手続きをすることもできます（「損害賠償命令」）。

刑事裁判の証拠がそのまま使用できますし、費用も2000円と安くされています。

いずれの手続きも対象事件の範囲が決められておりますので、被害に遭われたら弁護士にご相談下さい。



## 大橋製作所事件

平成20年12月8日 民事訴訟提起

弁護士 西村 香苗

靴下の産地として有名な広陵町で家具製造販売をしていた株式会社大橋製作所が一昨年倒産しました。そこで働いていた知的障がいの方々11名が長年の間賃金を払ってもらっていなかったこと、2か月に1度支給される障害基礎年金等を会社経営

者にすべて横領されていたことが明らかになりました。

一昨年秋に弁護団が結成され、以後、調査を続けてきました。その間、労働基準監督署が入り、立替払制度に基づき6か月分の未払い賃金の80%が支給され、また、社長と経理係に対する刑

事告訴をし、裁判の結果いずれも有罪判決となりました。

しかし、この問題は会社経営者が処罰されれば終わりということではなく、勤労知的障がい者の保護に対して責任の所在が見えにくくなっている社会のあり方にメスを入れる必要がある、というのが弁護団の考えです。そこで、昨年末、社長と経理係だけでなく、国・県・町に対しても、その指導・監督責任を問うために損害賠償請求訴訟を提起しました。司法という場でどの程度の解決が図られるか未知ですが、引き続き応援をよろしくお願いします。



## 薬害C型肝炎被害者の救済に向けて

奈良弁護団の結成と取り組み

弁護士 北岡 秀晃

昨年1月、薬害C型肝炎感染被害者に対して給付金を支給することを内容とする「被害者救済法」が施行されました。これを受け、奈良県下においても、薬害C型肝炎患者の方々の相談窓口となると共に、確実に救済がなされることを目的に、薬害C型肝炎奈良弁護団（奈良弁護士会の弁護士有志約20名で構成）が結成されました。

奈良弁護団では、大阪弁護団との協力体制のもとに、「薬害肝炎相談会」を開催したり、個別の相談活動が続けてきました。また、医療機関への協力要請や照会アンケートなどを実施して、薬害C型肝炎被害者を確実に救済するための活動を続けています。

薬害C型肝炎に関するご相談は、

電話0742-26-2457（当事務所が弁護団事務局です）までお申し込み下さい。弁護団の弁護士からご連絡させていただきます。

**Q** 救済の対象となる被害者とは。

**A** フィブリノゲン製剤など特定血液製剤を投与されたことによりC型肝炎に感染した方が対象となります。輸血による感染は救済の対象になっていません。また、投与された方が既に死亡されている場合にはその相続人が請求することができます。

**Q** 給付金の支給を受けるためにはどうすればよいのでしょうか。

**A** まず国を被告として訴訟を提起する必要があります。

す。その際には、①製剤投与の事実、②製剤の投与が原因でC型肝炎に感染した事実、③C型肝炎の症状を証明する必要があります。

**Q** カルテなどの資料がありませんが、救済されるのでしょうか。

**A** 血液製剤が投与された事実を証明する必要があるため、カルテ、手術記録などの医療記録が原則として必要です。ただ、カルテ等がない場合でも、医師の治療方針と母子手帳の記載、製剤の納入記録などにより医師の記憶の確かさが裏付けられる場合などには救済の可能性がります。弁護団にご相談下さい。



Photo by H.Kitaoka

## 犯罪被害回復給付金支給手続について

振込め詐欺・ヤミ金融などの被害者の皆様へ

弁護士 清家 康男



犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律は、財産犯等の犯罪行為により財産的被害を受けた方に、没収された犯罪被害財産等から被害回復給付金を支給する手続を定めています。現在、暴力団五菱会のヤミ金被害の他2件について、被害者に対し、国が犯罪被害財産として没収・追徴した財産から、犯罪被害回復給付金を支給する手続

が実施されています。

検察官は、没収・追徴の裁判が確定したら支給対象犯罪行為の範囲を定めた上で、犯罪被害財産支給手続の開始決定をし、給付資金の額や支給申請期間などを官報で公告します。既に被害者と判っている方には直接通知されます。

支給希望者は、支給申請期間内に、被害者であることや被害額等を裏付け

る資料を添えて、書面で検察官に申請します。

支給申請期間が経過すると遅滞なく、検察官は申請者が支給を受けることができる者に該当するか否かの裁定をします。該当する旨の裁定（資格裁定）をする際にその犯罪被害額も定めます。給付資金が資格裁定により定めた犯罪被害額の総額より少ない場合には、資格裁定を受けた方の犯罪被害額が総犯罪被害額に対して占める割合に応じて、按分弁済を受けることとなります。

検察官の裁定に不服がある場合には、裁定書の謄本の送達があった日の翌日から30日以内に書面で不服審査の申立をします。

## 奈良市くじ引き談合事件

住民訴訟勝訴

弁護士 高橋 和宏



奈良地方裁判所は、2008年10月15日に、奈良市が発注した31の公共工事で談合が行われていたとして、奈良市に対して、談合を行なった入札業者に損害賠償を請求するよう命じる判決を言い渡しました。これが、いわゆる「奈良市くじ引き談合事件」です。

原告市民らは、この裁判の中で、問題の公共工事では、予定価格に近い高値で落札することを意図した業者らが、「くじ引き」を利用して談合を行ったと主張しました。ちなみ

に、業者による談合の生々しい様子は、ビデオカメラで撮影されてテレビでも放映されましたし、このテレビ放映に端を発する刑事事件が、新聞・テレビ等で大々的に報道されましたので、ご記憶の方も多いのではないのでしょうか。

奈良地方裁判所民事部の3人の裁判官は、原告らの主張を認めて、前述の判決を言い渡しましたが、奈良市は、この判決に不服だとして、大阪高等裁判所に控訴しました。

しかし、奈良市の公共工事において、

談合が恒常的に行なわれて工事代金が不当な高値につり上げられ、その結果、奈良市、ひいては市民が大変な不利益を受けてきたことは火を見るより明らかです。

にもかかわらず、控訴という奈良市の対応が適切だったのかどうかについては、大きな疑問があります。このような奈良市の対応からすると、残念ながら、奈良市の公共工事においては、まだまだ少なからぬ「闇」の部分があるような気がしてなりません。



## 本部書記長による組合分裂攻撃をはね返す

ディアーパークゴルフ場事件

弁護士 藤澤 頼人

組合本部の書記長が、組合支部の支部長を排除して組合支部を分裂させた……、そんな驚くような事件がありました。

事件は、今から2年ほど前に、組合本部の書記長が、傘下のディアーパークゴルフクラブ支部（キャディーさんらで組織）の支部長を攻撃するために、一部の支部員に指示をした上、何の正当な手続きも踏まらずに新たに支部長と称する者を選出したり、支部長を誹謗中傷するピラを執拗に組合掲示板に貼り付けるなどの行為を繰り返したことにじまります。

支部長や心ある組合員は、このよ

うな理不尽な行為を繰り返す本部書記長らと、仮処分や訴訟を通して堂々と闘いました。

その結果、訴訟の第一審では、本部書記長らによる支部分裂の違法性と支部長に対する名誉毀損の成立が認められ、支部長に対して22万円を支払うよう命じる判決がおりました。

しかし、本部書記長らはこの判決を不服として控訴しました。

控訴審で裁判所は、支部長らの正当性を認めるという前提での和解を勧告しました。本部書記長らもこの和解勧告を受け入れ、本部書記長らが

支部長に陳謝するとともに22万円を支払うという条件を受け入れました。

こうして事件は終結したのですが、同じ職場の仲間同士の間で生じた亀裂はすぐには修復できるはずありません。

また一時的にではありますが、会社は組合の混乱をたてに団交を拒否するという態度にも出ました。

組合本部の書記長（この人は、現職の市会議員です）が何を思ってこのような行動に出たのかは謎ですが、組合の存在意義が問われるような事件でした。



勝利を喜ぶ支部員と弁護士



どうぞ

# 本年もよろしく

## 一年の計！

弁護士 吉田恒俊

昨年の反省から、今年は、いつもは半端な「一年の計」をしっかり立てて、訟廷日誌に書き込み、実行します。よくやるドタキャンをしない。また、論文を書いてみたい。食料は地産地消ならぬ「自産自消」で、30年以上続けている自家菜園の質的向上を図ります。



## 希望ある年

弁護士 佐藤真理

「米国追従・財界奉仕の政治」から「国民の暮らしと平和を守る政治」への歴史的転換が始まる希望ある年になるに違いないとわくわくしています。

今年で弁護士31年目。体調管理に意を払いつつも、変化球に頼らず、三振をとれる剛速球をピシピシ投げ込む決意です。



## 写真と写経

弁護士 北岡秀晃

写真は真実を写すと書きます。真実の一瞬をいかに切り取るかが写真の醍醐味と言えます。写経は経文を写すと書きます。262字の般若心経ですが、心を集中し、下手でも一字一字丁寧に書く過程、時間は非常に濃いものです。いずれもとて面白いものです。



## 加 齢

弁護士 山崎靖子

とうとう長女が中学生になります。修習生の時に生まれて、はや12年。私の弁護士生活も12年。思えば6年前にも「はや小学校」と書いたような記憶があります。つい昨日のようです。年を取ると月日の経つのが早いというのは本当ですね。

## 「合研」

弁護士 西村香苗

弁護士生活＝保育所生活も12年に突入します。あと3年間はお迎えの時間を気にしながらの弁護士生活です。ところで、第41回の全国保育団体合同研究集会（合研）が今夏は大阪で開催されます！ ホストということで参加だけでは済まないような予感が…。

## タリラリラ～ン♪

弁護士 清家康男

今年で42歳。パカボンのパパより1歳年上となりました…って、去年と同じようなネタ（^^;）でも、これでいいのだ！（^^）！

## 一歩一歩

弁護士 高橋和宏

一昨年は結婚、昨年は幸太郎の誕生と、めでたいことが続きましたが、はてさて、今年はどうな一年になりましょうか。大切なのは、どうなるかではなく、どうしたいかです。去年よりもさらにいい年にしたいですね。

## 幸せになりたい

弁護士 藤澤頼人

弁護士になって1年あまりとなりました。まだまだ未熟でもどかしい思いをすることも多いですが、頑張っていきたいと思います。私事ですが、今年こそはいい人と巡り会い、結婚したいと思っておりますので、公私ともにお引き立てのほど、よろしくお願いします。

## プレ1300年

石田奈子

来年の平城京遷都祭、古代史好きなのでそれなりにワクワクしています。

この際、映画化なんてのはどうでしょうか。平城遷都の前後を、歴代天皇や不比等らを登場させて一代絵巻に！なーんて。ちなみに平城京に遷都したのは大仏建立で有名な聖武帝の祖母・元明女帝でしたが、いまい知られてないような…。



2008年8月、  
四国方面へ事務所旅行  
に行きました。

# お願いします



## 泳ぎ始めました

井守由香

運動不足解消のため、週に2、3日泳ぎ始めました。ちゃんと泳ぐのはなんと中学生の体育の授業ぶりです。初めは泳ぐというよりもおぼれているようにしか見えなかったかもしれませんが、なんとか形になってきたと思います。今年も元気に働くために体力アップに励みたいと思います。

## 長寿国日本

田原隆子

昨年、俳優緒方拳さんが亡くなった。好きだったなあ。最後まで現役で充実した人生に潔いお別れをされた。  
人は年を重ねやがて死を迎える。命の限り、人間としての尊厳を大事にしてほしい。人生の大先輩達を切り捨てた後期高齢者医療制度。人間の尊厳を取り戻したい。



## スポーツ観戦

上田綾香

スポーツを見るのが好きでテレビでよく見えています。最近はずっと野球やサッカーを球場まで見に行くようになりました。生で見ると臨場感があって楽しいですし、周りの知らない人と一緒に盛り上げられるのでなかなか面白いですよ。見ているとついつい熱くなって、口が悪くなったりしますが…。

## 走り始めました

田村陽子

昨年夏、ランニングを始めた。といっても、目標は「1週間に2回、1回4km・30分以上」という志の低さ。それでも、風を感じて走るのは心地よい。  
2か月続いた自分へのご褒美に、秋にウェアを買った。春まで続いたら、今度は何を買おうかな…。



## 美しく…

植田圭子

去年の春、フラダンスを習い始めました。健康のために軽く運動を、と思っていたら大間違い。息があがるは太ももは痛いわ。毎回クタクタになって帰宅、翌日には筋肉痛が待っています。今はドタバタで綺麗とは程遠いけれど、美しく踊れる日を夢見てがんばります。

## 新たな課題

長畑 学

昨年のご挨拶で、残された時間で読める本は1000冊程度か、と書きました。目標は遠く遅々として進みませんが、今年も1冊1冊、知的興奮を求めて読み進めていきたいと思います。しかし、読む端から内容を忘れていくのが目下の悩みです。



## 身軽に…

高田実和

物があふれてきた。気に入ったものを長く使うということもあるし、使わなくなっても思い出があって捨てられないものも多い。一度思い切って処分しようとしたが、捨てる決断がなかなかできなかった。  
今年は本当に必要なものだけを残せるよう整理・選別したい。

## できるだけ！

よしいあきこ

今年も、また事務所ニュースの時期がやってきました。去年から娘の塾の送り迎えで、週に2回、往復約30分間歩いているせいか、歩くことが苦痛でなくなってきました。今年は、できるだけ歩いて身体を鍛えられればなあと思います。



しあわせな、ふいらさく。 © 奈良合同法律事務所



# ヨロシク奈良合同

作：奈子

## 法律コラム

### 転ばぬ先の……

弁護士 西村 香苗

高齢化社会と言われます。元気なうちは問題はないでしょうが、誰でも衰えていきます。自分のことを自分で決められない状態になったとき、それまで何も準備しておかなかったがために家族に無用な心配をかけたり、紛争を生むことがままあります。高額な商品を買って支払いの請求書がきたり、財産をめぐる子らの間で紛争が生じたりということは実に多いのです。

そうならないようにするために、**任意後見制度**があります。これは、判断能力が減退したときに備えて自分の財産を誰に管理してもらうか、どう管理してもらうか、自分の生活をどうしてもらうか予めきちんと決めておき、「そのとき」に備えておく制度です。家庭裁判所に後見監督人を選任してもらうことで効力が発生しますが、公正証書で決めておかなければならない点注意が必要です。後見人は親族が大多数ですが、弁護士・司法書士ら専門家に依頼する人も少なくありません。

また、将来の紛争防止のためには**遺言書**を作成しておくことも大事です。「遺言書さえあれば……」という紛争は本当に多いのです。最近では付言事項といって、妻や子へ宛てたコメントを遺言書に記載することも増えています。

一度、ご相談下さい。



Happy Birthday

## 高橋幸太郎くん、誕生

高橋家に、昨年8月、長男幸太郎くんが誕生しました。高橋弁護士曰く「奇怪な生き物」、幸太郎くんは、誕生する2か月位前からママを病院のベッド生活へと追いやり、周りの人達をずいぶん心配させました。でも無事に2,775グラムで出生し、元気にすくすく育っています。

ふにあふにあと泣いていたのが、今では強力に自己主張してギヤギヤ泣きわめいています。

でも子ども好きの高橋弁護士、奥さんに、たくさん子どもを産んでくれるようお願いしているそうです。(田原隆子)

### 編集後記

今回のニュースの編集は大変でした。というのも、A4版の紙面で発行するのが初めての試みだからです。8人の弁護士と事務局の長を生かすべく努力しました。◆昨年の奈良合同で一大ニュースと言えば、事務所の拡張工事を行ったこと。相談室が増え、スペースが広くなりました。皆様に少しでも心地よい空間を提供できればと思います。(井守由香)

年始は1月6日(火)より業務を開始します。